



アンディ・フグ社普通契約約款

1. 契約締結

顧客とアンディ・フグ社間の契約はアンディ・フグ社の契約署名又は書式注文確認により成立する。補足、変更又は口頭による付帯的取決めはアンディ・フグ社がこれを書式確認して始めて法拘束力を有する。

注文確認に対する異議申し立てはアンディ・フグ社に送付後5日以内に書式で通知しなければならない。注文確認から予定されているサービス又は納期までの期間が10日以下である場合には、異議申し立ては少なくとも5日前にアンディ・フグ社に通知されなければならない。

アンディ・フグ社のオファーは法拘束力を有しておらず、特徴又は供給可能について確約するものではない。

アンディ・フグ社によるサービス遂行と商品の供給は本普通契約約款の適用においてのみなされる。ここから逸脱する書式による取決めは留保される。顧客の普通契約約款は、アンディ・フグ社が署名により認可していない場合には、法拘束力を有しない。

2. 価格と支払い条件

価格は別に注記がない場合には、付加価値税を除く実額とする。送料及び輸送料は顧客の負担となる。

アンディ・フグ社の請求書は実額において10日以内に支払い満期となる。不完全な支払には包括手数料が課せられる。

顧客の元に請求書が届いてから更なる通知をなすことなく11日目で発生する支払い遅滞の場合には、アンディ・フグ社は10%の遅滞利息及び包括手数料を課することができる。

顧客が支払い遅滞となる場合には、アンディ・フグ社は更なるサービスと供給を中止することができる。顧客の支払い能力を査定できない場合には、アンディ・フグ社は前払い又は支払い保証を要求することができる。これにより発生する遅延及び費用は顧客が負担する。

顧客の債権はアンディ・フグ社の書式による同意をもってのみ差引き勘定することができる。請求書は顧客が欠陥に対するクレームをおこなう場合においても支払い満期となる。

未決済の債権がすべて完全に支払われるまで供給する商品の所有権はアンディ・フグ社が保持する。顧客はアンディ・フグ社が自分の判断において管轄当局に商品の所有権保留を確認させる場合があることに同意する。

3. サービス

期日はアンディ・フグ社が書式で法拘束力を有すると確認した場合に、法拘束力を保持する。アンディ・フグ社は部分的サービスをおこなう権利を保持する。遅滞時には顧客はアンディ・フグ社に猶予期間を認めなければならない。顧客が猶予期間経過前に、サービスの受領を拒否する場合には、顧客はアンディ・フグ社にこの旨を事前に書式で通知しなければならない。部分的サービスがなされた場合には、アンディ・フグ社の当該サービスは履行されたものとして有効になる。

アンディ・フグ社はサービスを専門的に、そして十分な配慮において遂行する。顧客はアンディ・フグ社が同社が委任する第三者によりサービスを遂行させることができることを認知し、これに同意する。このようなサービス遂行に対する指示及び指摘権はアンディ・フグ社だけが保持する。迫りつつある損害発生を避けるために顧客の指示が必要となる場合は、この限りではない。

商品の供給はその全体又は一部納品であろうと、アンディ・フグ社の自由選択に基づくアンディ・フグ社又は商品生産地からの顧客が指定する住所への郵送、配達会社又はその他アンディ・フグ社が選ぶ方法による工場渡し(インコタームス2000)とする。供給は顧客の費用と危険においてなされる。場合によっては発生し得る輸送による損傷は、即時、顧客が輸送会社に書式で届出をし、同時にアンディ・フグ社にもその情報を提示する。

商品の供給にEU隔地売命令又はこれに比較できる規定の意味における規定を適用し得る場合、顧客に7労働日において撤回権を保持する旨をここに通知する。撤回はアンディ・フグ社、リュッセンシュトラーセ5、CH 6340 パール宛に日付けと注文/発注番号を記しておこなう。

4. 責任

不備な遂行又は欠陥商品の供給に対するアンディ・フグ社の責任は最大、当該注文のために取り決められる補償に制限される。アンディ・フグ社は、不備のサービス又は遅滞供給から発生し得る利潤減少又は調達費増加という追加損傷に対して責任を負わない。

アンディ・フグ社が顧客から供給されたマテリアルを加工する場合、この者は当該マテリアルの特性及び予定されている目的への適正、そして第三者保護権の侵害に対して単独で責任を負う。アンディ・フグ社は情報提供者の製品及び情報とデータの処理時にはその内容について責任を負わない。顧客は必要な権利をすべて保持しており、法規定及び第三者権利を侵害するマテリアル又は情報を一切、提供しないことを保証する。第三者の請求及びここから発生する法及び追加費用は顧客が単独で負担し、顧客はいかなる場合においてもアンディ・フグ社及び場合によってはアンディ・フグ社が関与させる第三者に損害が一切生じないようにする。

5. 欠陥に対するクレーム

顧客はアンディ・フグ社が遂行したサービス及び供給した商品を査収後又はサービス受領後5日以内に検査しなければならない。この期間において欠陥に対するクレームがなされない場合には、当該サービス及び商品は完全に問題なく、承認されたものとして有効になる。顧客は当該産業部門で一般である公差及び減少量を受け入れる。

顧客は不備の契約履行から生ずる権利を行使する場合には、アンディ・フグ社に当該不備の認知後すぐに、しかしながら遅くとも納品後3ヶ月までに書式で通知しなければならない。当該注文はいかなる場合においても遂行され、そして使用可能である部分的サービスの範囲において履行されたものとして有効になる。

欠陥商品はアンディ・フグ社が交換又は修理するが、原則として返品権は存在しない。アンディ・フグ社は独自の裁量において、修理又は交換の代わりに当該価値減少に相当する値引きを提供することができる。商品の生産者が保証をおこなう場合には、アンディ・フグ社は不備の供給時に生産者に対する自分の請求権を顧客に譲渡することができる。顧客は不備の供給を理由とする解除権を保持せず、問題なく供給された商品を取り決めた期限までに支払わなければならない。

アンディ・フグ社が顧客のマテリアルを加工する場合、アンディ・フグ社は問題のない加工を保証する。アンディ・フグ社が加工するマテリアルの無欠陥性及び適正については顧客だけが責任を負う。顧客は発注前に取り扱い、加工等に関する専門的な指示を出さなければならない。無欠陥性及び適正が認められない場合には、顧客がここから生じる損害に対して単独で責任を負う。

6. 譲渡の禁止

本契約からの権利及び義務は他方当事者の事前承認なしで第三者に譲渡してはならない。本契約からの自分の義務を履行するために第三者を関与させるためのアンディ・フグ社の権限授与はこれから除外されるが、この際アンディ・フグ社は契約に基づくサービス遂行については以前として顧客に対する責任を負う。

7. 守秘 / データ保護

顧客は取り決めた契約条項(特に価格)については守秘義務を負う。

アンディ・フグ社は自分のサービスにより知ることになる顧客の影響範囲から生ずる情報に対しては秘密を厳守しなければならない。自分が委任する第三者にもこの守秘義務を厳守させなければならない。

8. 契約規定の有効

本普通契約約款の個々の規定又は顧客とアンディ・フグ間の更なる取決めが無効又は履行不能と認められる場合、全契約関係は無効とはならず、当該規定をその意味するところにおいてその目的に最も近くなるであろう法的に有効な規定に代えなければならない。

9. 適用法と裁判管轄

顧客とアンディ・フグ社間の業務関係はスイス法に從属する。外国への商品供給時には国際商品購買についての契約に関する国際連合協定(ウィーン購買法)は適用されないことをここに明記する。本契約からのすべての争いに対する裁判管轄はツークとする。

ドイツ語文と日本語文で相違が認められる場合には、ドイツ語文を公式のものとする。

普通契約約款 アンディ・フグ社、2005年6月現在